平成２２年（フ）第４６１号
兵庫県尼崎市西立花町４丁目１番１―405号
債務者　川村　　喬
1　決定年月日時　平成22年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第４８０号
兵庫県尼崎市稲葉荘１丁目18番20号
債務者　川本　雅則
1　決定年月日時　平成22年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第４８９号
兵庫県尼崎市南武庫之荘３丁目３番10号第５カシノハイツ105号
債務者　森下栄美子
1　決定年月日時　平成22年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第４９９号
兵庫県尼崎市東難波町４丁目１番３号エクセレンテ102、前住所兵庫県尼崎市東難波町４丁目１番３号エクセレンテ101
債務者　尾﨑　　昇
1　決定年月日時　平成22年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第９０号
鳥取県八頭郡智頭町大字波多298番地、旧住所鳥取県鳥取市美萩野２丁目228番地２　県住69号
債務者　波賀　隆宏
1　決定年月日時　平成22年６月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１０１号
鳥取県鳥取市吉成南町１丁目１番24号、旧住所大阪府大阪市東淀川区大隅１丁目３番40号
債務者　髙田　真人
1　決定年月日時　平成22年６月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第９９号
鳥取県米子市角盤町１丁目138番地
債務者　坪井加寿美
1　決定年月日時　平成22年６月８日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２２年（フ）第６４号
愛媛県西予市宇和町西山田2138番地
債務者　森田　珠美
1　決定年月日時　平成22年６月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２２年（フ）第９５号
高知市神田347番地70
債務者　武市　英夫
1　決定年月日時　平成22年６月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第３２号
福岡県筑後市大字上北島378番地レオパレスみずた２番207号室
債務者　東　　浩一
1　決定年月日時　平成22年６月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２２年（フ）第３３号
福岡県八女市本村364番地１
債務者　黒川　典子
1　決定年月日時　平成22年６月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２２年（フ）第３４６号
北九州市小倉北区黄金２丁目６番３―806号
債務者　本多　由貴
1　決定年月日時　平成22年６月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第４６６号
北九州市門司区北川町７番４―506号
債務者　原本　初美
1　決定年月日時　平成22年６月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第５２６号
北九州市小倉南区東水町４番16―505号
債務者　橋本　祥子
1　決定年月日時　平成22年６月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第６３号
福岡県田川郡赤村大字内田506番地１
債務者　宮原　みほ
1　決定年月日時　平成22年６月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２２年（フ）第８３号
福岡県田川市大字伊加利1888番地
債務者　鳥井　義親
1　決定年月日時　平成22年６月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２２年（フ）第８４号
福岡県田川郡川崎町大字川崎131番地
債務者　木森　君子
1　決定年月日時　平成22年６月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
福岡地方裁判所田川支部